

ID: 11

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	庁舎等における臨時火気使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市庁舎防火管理規則 第8条第1項		
例 規 番 号	昭和56年規則第29号		
【根拠条文】 (臨時火気使用) 第8条 庁舎等において臨時に火気(ストーブ等)を使用しようとする者は、あらかじめ防火管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者は、必要な措置を講じ防火に万全を期さなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日